

「大阪府立香里丘高等学校後援会規約」改正案

【目的】 ウェブサイトや文書で総会を開催できるようになった現状に合わせ、今後の省力化を図る。昨年度、コロナ禍での対応であったが、会員を招集しない形での書面総会を実施し、多数の議決書及び委任状が提出され、スムーズに議案の承認を得ることができた。会員の負担も軽減できたため、今後もこのような方法で開催できるようにする。

現行	改正案
第 8 条 (会議)	第 8 条 (総会)
2. 総会は、年 1 回会長が招集する。 但し、会長が必要と認める場合には臨時総会を招集することができる。 総会は、役員を選出、毎年度の事業計画及び予算等について審議する。 総会の議決は、出席者の過半数の賛成によって成立する。	2. 総会は、年 1 回会長が開催する。 但し、会長が必要と認める場合には臨時総会を開催することができる。 総会は、役員を選出、毎年度の事業計画及び予算等について審議する。 総会の議決は、参加者の過半数の賛成によって成立する。
第 1 1 条 (規約改正)	第 1 1 条 (規約改正)
本規約の改正には、総会の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。	本規約の改正には、総会の参加者の3分の2以上の賛成を必要とする。